

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

広島県規則第二十一号

広島県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

広島県立職業能力開発校規則（昭和四十四年広島県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後										改正前									
別表（第二条関係）										別表（第二条関係）									
能力開発校の名称					訓練課程					能力開発校の名称					訓練課程				
広島県立広島高等技術専門学校					普通					広島県立広島高等技術専門学校					普通				
電気設備科					訓練科					電気設備科					訓練科				
建築インテ					リア科					建築インテ					リア科				
一年					一年					一年					一年				
二〇人					二〇人					二〇人					二〇人				
略					略					略					略				
定員					入校					定員					入校				
略					略					略					略				
総定員					略					総定員					略				
略					略					略					略				
備考（略）										備考（略）									

附 則

この規則は、令和九年四月一日から施行する。